

がんばる地域応援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 令和7年度唐津市がんばる地域応援事業補助金（以下「補助金」という。）に該当する事業について、唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）及び令和7年度唐津市がんばる地域応援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業への要望等手続)

第2条 補助対象事業への要望等手続は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を要望するもの（以下「申込者」という。）は、申込書（要領別記様式1）に事業総括表（要綱別紙1）及びがんばる地域応援事業予算書（要綱第2号様式）を添えて、地域づくり部地域政策課（以下「事務局」という。）が指定する日までに事務局又は各市民センター担当者に提出しなければならない。なお、補助金の交付は、同一年度内1実施団体につき1回とする。ただし、唐津市地域まちづくり会議の設立に関する要綱（平成28年告示第125号）第6条の規定により認定された団体はこの限りではない。
- (2) 要望する事業のうち、要綱第2条第1項第1号に掲げる事業（以下「ソフト事業」という。）において、大規模事業及び小規模事業に係るもので、新規に実施される事業及び継続して実施される事業の内容が大幅に変更される事業については、唐津市がんばる地域応援事業補助金選定委員会において事業内容の審査を受けなければならない。ただし、地域まちづくり会議が実施する事業においては、事務局において書類審査を行うものとする。
- (3) ソフト事業におけるチャレンジ事業、継続して実施される大規模事業及び小規模事業、並びに要綱第2条第1項第2号に掲げる事業（以下「ハード事業」という。）については、事務局において書類審査を行うものとする。
- (4) 審査した結果は、選定結果通知書（要領別記様式2）により速やかに申込者に対して通知するものとする。
- (5) 選定結果において事業が採択されたものは、選定結果通知日から30日以内

に補助金の交付申請を行うことができる。

(審査)

第3条 事業内容は、次の項目を基準に審査し総合的に判断する。

- (1) 事業の趣旨、目指している将来の姿
- (2) 事業実施主体の活動意欲、熱意
- (3) 事業の社会的意義、社会貢献度
- (4) 補助金の使途
- (5) 事業の継続に対する考え方
- (6) 周囲への波及効果
- (7) 当該年度における申請回数

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費は、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 個人が所有する物品に係る使用料及び賃借料のうち、刈払機等の動力を有する機械類及び貨物自動車等については別表2のとおりとし、物品等賃貸借契約書を作成することとする。ただし、個人に対して機械等の使用に必要な燃料費又は消耗品費等を実費により弁償するときは、使用料及び賃借料を加えて支払うことはできないものとする。
- 3 謝金は、別表3のとおりとする。ただし、講師、出演者等への謝礼に限り、見積書等の積算根拠を明らかにした書類を提示する場合は、上限を超えて支払うことができる。
- 4 災害等の特別な事情により、補助金交付決定後に補助対象事業の中止又は大幅な変更（以下「中止等」という。）を行う場合は、要綱第8条の規定による計画変更申請を行うこと。中止等の決定までに要した経費及び中止等に必要な経費は、補助対象経費として認めることとする。

(補助対象外経費)

第5条 次の経費は、補助の対象としない。ただし、事業目的の達成のために必要不可欠であり、かつ事業の重要な要素として市長が認める場合は、その限りではない。

- (1) 補助対象事業者に対する謝金又は労働の対価として支出される金品（ただし、研究会又は研修会の講師謝礼等を除く。）
 - (2) 事業実施会場等において整理、警備等にあたる日々雇用等の賃金（ただし、臨時的に設置した駐車場等の整理、警備等や機器操作等の特殊な技術を要する業務に当たる日々雇用等の賃金を除く。）
 - (3) 実施団体等の運営に係る恒常的経費（ただし、事業実施会場等において、臨時的に使用する電気、ガス等の光熱水費及び補助事業の遂行に直接必要な経費を除く。）
 - (4) 会議、打合せ、イベント等で使用される食糧費（ただし、事業目的の達成のために必要不可欠であり、かつ事業の重要な要素となっている食材費等を除く。なお、従事者用の飲料水（アルコール類を除く。）については、別表４のとおり取扱うものとする。）
 - (5) 事前調査、出演交渉等に要する経費（ただし、有料の資料等の入手に要する経費を除く。）
 - (6) 参加者に対する記念品等の物品提供に要する経費（ただし、事業目的の達成のために必要不可欠であり、かつ事業の重要な要素となっている場合を除く。）
- （補助対象事業の実施期間）

第 6 条 補助の対象となる事業期間は、交付決定日から市長が認める期間とする。

ただし、事務費（地域まちづくり会議の運用に係る経費）を除く。

（補助金額の算出方法）

第 7 条 補助対象事業費は、補助対象経費の総額とする。

2 補助金額の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 地域活性化を図るソフト事業

ア 大規模事業に係るもの

補助対象事業費 $\times 1 / 2 \leq 50$ 万円

イ 小規模事業に係るもの

補助対象事業費 $\times 2 / 3 \leq 20$ 万円

ウ チャレンジ事業に係るもの

補助対象事業費×9／10 ≤ 5万円

(2) 地域連携を図るハード事業

ア 新設事業に係るもの

補助対象事業費×1／3 ≤ 100万円

イ 改修事業に係るもの

補助対象事業費×1／3 ≤ 50万円

(財産処分の制限)

第8条 要綱第11条に規定する市長が定める財産処分を制限する期間は、取得後5年間とする。

(補助に関する表示)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に際して補助事業である旨の表示に努めるものとし、広報物等がある場合は、「この事業は唐津市ががんばる地域応援事業補助金を受けて実施しています」等の表示を行うものとする。なお、表示に係る経費は、補助対象経費とする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に行う補助対象事業に適用する。

別表 1（第 4 条関係）

経費項目	内容
事務費	地域まちづくり会議の運用に係る経費
消耗品費	1 その性質又は形状が短期間（1 年以内）若しくは一度の使用によって変質、消耗、価値消滅、又は損傷しやすいもので、長期間の保存に耐えないもの 2 原料又は材料に要する経費（砂、セメント、木材、苗木、堆肥等） 3 その他単価が税込み 1 万円未満の物品
光熱水費	1 石炭、木炭、重油、石油、プロパン、ガソリン等の経費 2 事業実施会場等において、臨時的に使用する電気、ガス及び水道の使用料
役務費	1 郵便、電信、電話料及び運搬に要する経費 2 各種証明手数料、クリーニング代等、特定の個人等から役務の提供を受けた場合に支払う経費 3 損害保険等に要する経費
委託料	1 事業を周知するためにテレビ、ラジオ、新聞雑誌等に広告する場合に要する経費 2 文書、図面、用紙、パンフレット、ポスター等の印刷及び製本に要する経費 3 補助対象事業者が、直接実施することができないもの又は適当ではないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費
使用料及び	賃貸借契約に基づいて、その対価として支払う経費（物品、

賃借料	土地、建物等の借り上げ料等)
謝金	講習会、研修会等の講師に対する謝礼
備品購入費	1 その性質又は形状を変えず、比較的長く使用し、かつ保存できる物品の購入に要する経費（おおむね単価が税込1万円以上のもの） 2 備品の全部又は一部に修理を加えることで、その使用価値、効用が増加すると認められる経費
工事請負費	補助対象事業者が、直接実施することができない工事又は適当ではない業務について、他の事業者を外注するために必要な経費
その他諸経費	補助対象事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さない経費

※ 備品購入費、工事請負費及び1件あたり5万円以上の支出に係るものは、原則として金額の根拠が分かる見積書等を徴すること。

別表 2（第 4 条関係）

項目	補助対象経費
刈払機、動力噴霧器又はチェーンソー等の機械類	1 日 1 台あたり 2, 0 0 0 円を上限とする。
軽トラック等の貨物自動車	1 日 1 台あたり 3, 0 0 0 円を上限とする。
小型トラック等の貨物自動車	1 日 1 台あたり 5, 0 0 0 円を上限とする。
フォークリフト、クレーン付トラック又はバックホー等の特殊自動車	1 日 1 台あたり 1 0, 0 0 0 円を上限とする（オペレーター費を含む。）。

- ※ 上記物品の賃貸借契約については、補助対象事業者と物品所有者との間で、作業日、作業内容、賃貸借する物品、賃借料を定めた契約書を作成すること。
- ※ ただし、個人に対して機械等の使用に必要な燃料費又は消耗品費等を実費により弁償するときは、使用料及び賃借料を加えて支払うことはできないものとする。

別表 3（第 4 条関係）

項目	補助対象経費
講師、出演者等への謝金	1 回あたり 43,500 円を上限とし、交通費及び宿泊費の実費相当額を加えて支給することができる。ただし、グリーン車等特別に付加された料金を除く。
区域内住民による市民講師への謝礼（外部からの招へいが困難かつ専門的な指導や講義が必要な場合に限る。）	1 人 1 時間あたり 2,600 円を上限とする。
園児、児童又は生徒による発表等に対する謝礼	1 人 1 回あたり 500 円を上限とし、物品（金券を除く。）の提供によるものとする。

別表 4（第 5 条関係）

提供を受ける者	補助対象経費の取扱い
イベント等の準備又は運営に従事する者並びにボランティアとして従事する者	飲料水の提供のみ補助対象経費とする。ただし、不特定多数の者へ配布されるものを除く。
イベント等の参加者	補助対象外経費とする。

(別記様式1)

年 月 日

唐津市長 様

住 所

団体名

代表者名

連絡先

事務連絡先

がんばる地域応援事業補助金の申込について

このことについて、次のとおり申し込みます。

記

1 事業名

2 事業内容

別紙のとおり

(別記様式2)

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

令和7年度唐津市がんばる地域応援事業補助金選定結果通知書

申込みをしていただきました事業について、選定の結果、次のとおりとなりましたので通知します。

- 1 事業名
- 2 選定結果
- 3 条件等